

令和5年度
福島町議会定例会
3月会議議案

○ 議案第78号 福島町森林整備計画の変更について

福島町

福島町森林整備計画

第四次変更計画書（案）

計画期間

自	令和 2年 4月 1日
至	令和12年 3月31日

第一次変更 令和3年4月1日

第二次変更 令和4年4月1日

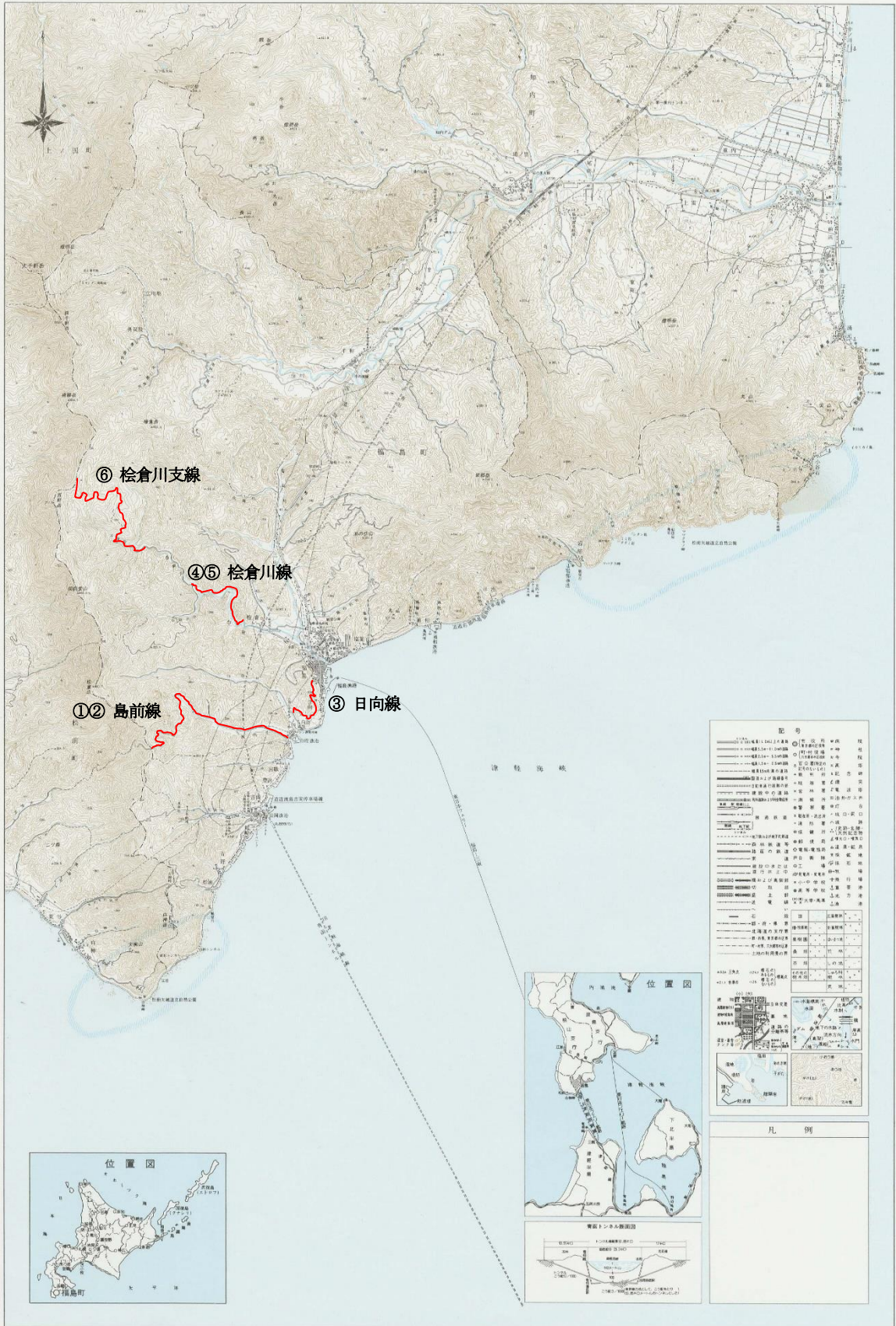
第三次変更 令和5年4月1日

第四次変更 令和6年4月1日

北海道福島町

福島町全図

この地図は建設省国土院院長の承認を得て内閣府
 庁の五分の一地形図を複製したものである。
 (複製縮尺) 1:11,000縮尺 6.2.2. 号



福島町役場

1 : 100,000
 500m 0 5km

中経出版 旭川市 桑通2丁目 電話 0196 291-4759

目次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	5
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
1 樹種別の立木の標準伐期齢	5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	8
1 人工造林に関する事項	8
2 天然更新に関する事項	10
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	11
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨 の命令の基準	16
5 その他必要な事項	16
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐 及び保育の基準	17
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	17
2 保育の種類別の標準的な方法	19
3 その他必要な事項	20
第4 公益的機能別施業森林等の整備等に関する事項	20
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	20
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域 及び当該区域内における施業の方法	21
3 その他必要な事項	22
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	23
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	23
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	24
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	24
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	24
5 その他必要な事項	24
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	24
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	24
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	24
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	25
4 その他必要な事項	25

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	25
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	25
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	26
3	作業路網の整備に関する事項	26
4	その他必要な事項	27
第8	その他必要な事項	28
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	28
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	28
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	29
III	森林の保護に関する事項	29
第1	鳥獣害の防止に関する事項	29
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	29
2	その他必要な事項	30
第2	森林病虫害の駆除及び予防・火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	30
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	30
3	林野火災の予防の方法	31
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	31
5	その他必要な事項	31
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	31
1	保健機能森林の区域	31
2	保健機能森林の区域内における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	32
3	保健機能森林の区域内の森林における森林保健施設の整備に関する事項	32
4	その他必要な事項	32
V	その他森林の整備のために必要な事項	32
1	森林経営計画の作成に関する事項	32
2	生活環境の整備に関する事項	33
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	33
4	森林の総合利用の推進に関する事項	33
5	住民参加による森林の整備に関する事項	33
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	33
7	その他必要な事項	34
別表1	公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域	38
別表2	森林施業の方法を特定すべき森林の区域	45
別表3	鳥獣害防止森林区域	53

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

福島町は渡島半島南西部に位置し、東に知内町、西に松前町、北は上ノ国町と境界を接し、町の総面積18,728haのうち森林面積は17,294haと約93%が森林で占められています。

森林面積のうち民有林面積は10,844ha（道有林6,740ha、町有林1,229ha、その他民有林2,875ha）で森林面積の63%、国有林は6,450haで37%となっています。また、民有林のうち人工林は2,569haで人工林率が24%、スギを主体としトドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、その他の人工林となっています。

地形は、山岳、丘陵により起伏に富み、大千軒岳などを源とする大小の河川が町内中心部から津軽海峡に注いでいます。海岸線に位置する人家裏には急峻な山岳が迫り、治山、治水、山地災害防止機能の確保増大が期待されており、保安林の指定や粗悪林の改良を進める等、生活環境の改善をさらに推進する必要があります。

主産業は水産業ですが、知内川流域と福島川流域での農業や椎茸生産など農林業分野においても積極的に取り組んでいる地域です。

また、住宅地域に隣接する森林公園は、住民の憩いの場として遊歩道や、林内整備等を図っていますが、さらに、整備、保全が必要となっています。

また、平成30年度は、渡島檜山管内の民有林において、「はこだて森林認証推進協議会」による森林認証（SGEC）取得に向けた活動が行われ、本町においても、町有林を含めた一般民有林2,183haにおいて、森林認証（FM）を取得し、併せて町内の1林業事業者もCOC認証を取得しました。今後は地域材のブランド化に向けて、認証材の利活用についての取組を行っていく必要があります。

2 森林整備の基本方針

（1）地域の目指すべき森林資源の姿並びに森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方法

森林は、国土の保全、水資源の涵養^{かん}、快適な生活環境の保全、木材生産機能など、生活に深く結びつく公益的・多面的機能を有しています。

森林の整備保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮します。

また、近年の森林に対する道民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、地域の実情に応じた花粉発生源への対策を進めます。加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとします。

このため、森林の重視すべき機能に応じた森林整備や保全等を総合的に実施するため、

- ・水源涵養機能^{かん}の維持増進を図る森林を「水源涵養林」^{かん}
- ・山地災害防止機能や土壌保全機能を図る森林を「山地災害防止林」
- ・住民の快適な環境形成機能を図る森林を「生活環境保全林」
- ・保健・レクリエーション機能を図る森林を「保健・文化機能等維持林」

・木材等生産機能を図る森林を「木材等生産林」と機能ごとに区分（ゾーニング）を設定し、区分に応じた森林整備と保全方法の実施、さらには効率的な森林施業のための計画的な路網整備を推進します。

また、「水源涵^{かん}養林」においては、

- ・水道取水施設上流部に位置し、
水資源の安定供給のために特に保全が認められる森林を「水資源保全ゾーン」
- 「保健・文化機能等維持林」においては、
- ・河川周辺等に位置し生物多様性機能の発揮のために、
特に保全が求められる森林を「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」
- ・貴重な森林生態系を維持し、
特に保全が認められる森林を「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」
- 「木材等生産林」においては、
- ・森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、

伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」を、それぞれの区域の中に保全すべき森林ゾーンを重ねて設定します。

なお、森林の区域（五区分）ごとの望ましい森林の姿並びに整備及び保全の基本方針はそれぞれ、次の表（１）、（２）のとおりとします。

【森林の機能区分（ゾーニング）と森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区分	表（１） 望ましい森林の姿	表（２） 整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生の樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。
	ゾーン 水資源保全	水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴う裸地面積の縮小や植栽による機能の早期回復、濁水発生回避を図る施業を推進する。
山地災害防止機能 ／ 土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌保持及び山地災害防止能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を生かした森林への誘導、裸地面積の縮小と裸地化回避を図る。また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて、溪岸の浸食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の攻勢の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風や景観の創出等、海岸森林等の保全を推進する。

重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
保健・文化、生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	<p>原生的、希少生物が生息・生育する森林、身近な自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等により住民に憩いと学びの場を提供する森林、史跡・名勝や天然記念物などと一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林</p> <p>原生的な森林生態系、気象な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育する森林</p>	<p>生物多様性の保全等の観点から森林の構成を維持し、森林の構成を維持し樹種の多様性を増進することを基本とし、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。また、住民にとって憩いの場として期待される森林にあつては、立地条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進する。また、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。</p>
		水辺林タイプ	<p>日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や、土砂・濁水等の流入制御に寄与している多様な樹種構成及び樹齢からなる森林</p>
	生物多様性ゾーン	保護地域タイプ	<p>原生的な森林生態系を構築し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林</p>

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区分	望ましい森林の姿	整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	<p>材木等の生育に適した土壌を有し、材木として利用する上で良好な樹木により構成され、生長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の材木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。</p>
	特に効率的な森林施業が可能な森林	<p>特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、材木として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であつて、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林</p>	<p>特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>

(2) その他必要な事項

ア 長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。

イ 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を提供できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、町等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進します。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、木材需要の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図る上での課題や目標等を明確にした上で、森林施業を進めます。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

森林整備及び保全の基本方針を踏まえ、次のとおりの森林施業方法により立木の伐採を進めます。

1 樹種別の立木の標準伐期齢

福島町における立木の標準伐期齢は、標準的な立地条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、次のとおり定めます。

	樹 種	標準伐期齢
人工林	エゾマツ（アカエゾマツを含む。）	60
	トドマツ	40
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	30
	スギ	50
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ（天然林を含む。）	30
	その他広葉樹	40
天然林	主として 天然下種によって生立する針葉樹	60
	〃 〃 〃 広葉樹	80
	主として ぼう芽によって生立する 広葉樹（注）	25

※ なお、標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではありません。

（注）「主として ぼう芽によって生立する広葉樹」とは、薪炭材、ほだ木等の原木生産を目的として、ぼう芽によって更新を図る広葉樹をいいます。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採の標準的な方法は、次のとおりとします。

- (1) 立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その伐採方法別の留意点については次によることとします。

ア 皆伐

皆伐は、主伐のうちイの択伐以外のものとします。

皆伐にあたっては、気候、地形、土壌等の自然条件や森林の有する公益的機能の確保を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積や伐採区域の交互配置に配慮するなどの確な更新を図ります。

なお、一箇所当たりの伐採面積は、原則として20haを超えないよう伐採面積の縮小や伐採個所の分散に努めます。

伐採の時期は、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮します。

イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽の場合にあっては40%以下）とします。

なお、択伐の実施にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性等を勘案し、伐採率は原則として材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとし、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況等を勘案します。

また、ぼう芽により天然更新を確保する場合は、イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ等の更新が確実なものを対象とし、優良なぼう芽を発生させるため樹液の流動期（6月～8月）を避ける等の配慮をします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定します。

- (3) 伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定め伐採を行います。特に伐採後の更新を天然林更新とする場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、飛散状況等を勘案して行います。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林では、択伐等の的確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐は、上層木の樹冠層を保残させることに留意し、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するため、十分な光が当たるよう適切な伐採率と繰り返し期間を確保します。

(5) 効率的な施業を実施するための帯状や群状等、まとまりを持った伐採を行う場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の縮小、伐採箇所の分散等に配慮します。

伐採後に人工造林を行う場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するため、伐採率はおおむね30～50%を目安とします。

3 その他必要な事項

(1) 適切な人工林資源の循環利用を維持するため、高齢級間伐等も取り入れた長伐期施業に取り組み資源の平準化を図ることとします。

なお、長伐期施業を実施する林分の選定にあたっては、地位が高く、間伐により適切に密度管理を行ってきた箇所や風雪害が少ない地域を選択するなど、長伐期施業の導入が可能な林分であるかを判断しながら進めることとします。

(2) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害など各種被害の防止に配慮すべき箇所は、一箇所当たりの伐採面積の規模を縮小するとともに伐採箇所の分散に配慮し、必要に応じて所要の保護樹林帯を残すよう努めます。

(3) 次の地域は、林地崩壊や生態系の攪乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めます。

- a 健全な更新が困難な湿地、風衝地、岩石地等
- b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地、石れき地、沢沿い等
- c 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御棟の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

(4) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めます。

(5) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めます。

なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を冬季間に行うなど時期や方法に配慮します。

また、特に河川周辺で造材を実施する場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分留意します。

(6) 特色ある森林景観や、野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行います。

(7) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととし、効率的な森林整備を行うため、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた施業プランの下で検討することとします。

(1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向、木材利用状況及び花粉発生対策等勘案し選定します。

イ 多様な森林の整備を図る観点から、ブナ等の広葉樹やスギやヒバ等の郷土樹種の保存の観点等からも、幅広く樹種を検討します。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから積極的に広葉樹を選定します。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、ミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮するものとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分は、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然状況等を勘案し、造林樹種を選定します。

以上を踏まえ、福島町の人工造林の対象樹種を次のとおりとします。

区 分	樹 種 名
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒバ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ アカエゾマツ、クロマツ、グイマツ、ストロブマツ、トウヒ ヤチダモ、アオダモ、ブナ、イタヤ類、カツラ、カンバ類、ドロノキ ハンノキ、ミズナラ、サクラ、イチイ、キリ、ハリギリ、その他郷土樹種

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択するよう努めます。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入または維持する森林

a 寒風害等の気象害及び害虫等に考慮し、保護木・保護樹林帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うものとし、適確な更新により裸地状態を早期に解消

するため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽します。特に水源涵養林、山地災害防止林にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行います。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても努めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野鼠被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは条刈りにより行います。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払の方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は、次表を目安に春または秋植えとし、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行います。

【植栽の時期】

植栽時期	樹種	植栽期間
春植え	カラマツ（グイマツとの交配種を含む） トドマツ、アカエゾマツ、スギ、ヒバ その他	4月上旬～6月中旬
秋植え	カラマツ（グイマツとの交配種を含む） トドマツ、アカエゾマツ、スギ、その他	9月上旬～11月中旬

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のアのdの時期によらないものとしますが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討します。

なお、植栽本数の検討に当たっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討します。特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツF1等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めます。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽計画を検討します。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討します。

【植栽本数】

単位：本/ha

仕立ての方法	樹種					
	カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	トドマツ	スギ	アカエゾマツ	その他 針葉樹	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	3,000	2,500	2,500	4,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,500	2,000	2,000	3,000
疎仕立て	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500	2,000

イ 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保します。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けるものとし、植栽本数は、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とします。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早期に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ります。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

なお、天然更新に係る場合は、「2天然更新に関する事項(3)」のとおりとします。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行います。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次のとおりとします。

区 分	樹種名 (有用広葉樹)	
天然更新の 対象樹種	ぼう芽更新	イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ
	天然下種更新	ブナ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、シナノキ

(2) 天然更新の標準的な方法

天然更新の標準的な方法を、次のとおりとします。

ア 天然更新の完了の判断基準

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が、幼齢林(注3)にあたっては成立本数が立木度(注4)3以上、幼齢林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態で更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種(イタヤカエデ、ハルニレ、ミズナラ、シナノキ等)を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齢林では成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林では林地面積に対する疎密度が30%以上(又は立木度が3以上)となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況の異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断します。天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数は次のとおりであり、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 「幼齢林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4) 「立木度」とは、幼齢林(おおむね15年生未満の林分)において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数基準)との対比を百分率で表したもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の期待成立本数 (注6)} \times 100$$

(注5) 「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6) 「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

広葉樹

階層	期待成立本数
上層	300本/ha
中層	3, 300本/ha
下層	10, 000本/ha

針葉樹（中層、下層は広葉樹に準じる）

階層	期待成立本数
上層（カラマツ）	300本/ha
上層（その他の針葉樹）	600本/ha

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齢林、老齢林（天然林の標準伐期齢）

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所は、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所は、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期（6～8月）を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等により更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

(3) 伐採跡地に天然更新をすべき期間に関する事項

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林や自然条件、森林機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請等を勘案し、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」として指定し、植栽による更新を図ることとします。

- ・ 気候、地形、地質、土壌等の自然条件により天然更新が期待できない森林
- ・ 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林
- ・ ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況
- ・ 天然更新に必要な稚幼樹の生育状況
- ・ 林床や地表の状況
- ・ 病虫獣等の被害発生状況等

なお、次に該当する箇所は、上記によらず当該区域に指定しないものとします。

- ・ 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ・ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ・ 公益的機能別施業森林の区域で、更新方法が定められている森林
- ・ 湿地、風衝地、岩石地等で更新が著しく困難な森林

- ・ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される人工林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

当町においては、特に、スギやトドマツ、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）などの人工林資源の保持を図るとともに、特に、木材生産機能の維持増進を図る森林区域に位置付けられている森林のうちの人工林における特定の区域や、公益的機能の高度発揮が求められる水資源保全ゾーンにおいて、确实かつ早期の更新を図るため、当該ゾーンの森林について指定します。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
指定する森林の区域は、次のとおりです。

【一般民有林】

森林の区域（林小班）		
林班	小 班	参考
水資源保全ゾーン		
7	14～16	
8	11、12、14～18、20～37、39～42	
9	1、2、4、6、8～13、15～23、25、19、27、28、30、33 36～38、40～49、51～58、62～64	
10	27、29、32、33、46	
13	11	
17	11	
天然更新が期待できない森林		
2	45～48、52、53、55、56、58、64、72、74	
3	1～3、9～15、18、19、21～25、27、31～39、41～44、46～56、59～67、 69～71、74～77、79～87、90～93、95、96、99～101、104～110、112、 114～119、121～128、134～140、147、148、150、151、153、157～160	
4	全域	
5	1～3、7～23、25～28、36、51～64、66～69、72、80、81、85、88、 92～113、115～120、122、124、127～133、135～137、152～157、 161～165、178、181、184、185、189、202～211、213、214、216、 217、219、221～224、226、228、230～233、235～238、240～250、 258、259、262、266、268、271、274、290、291、293、298、301、304、 311、312、318	
6	1、2、7、13	
7	5、8、11～13、17～19、21、22、30、31	
8	7、9、10	
10	2、6、8、10、13、14、18、20、21、28、34、41～43	
11	1～12、17～19、21、22、24～27、29、30、32～37、39～42、44、 46～58、60、63、65、67、71～79、81、83、84、86～97、101、102、104、 105、108、109、112～117、120～133、136～147、149～152、154、 155、157、159～170、172～176、179、181～185、187～196、 198～213、217、218、254、255、257	
12	2、5～7、9～11、13、14、16、20、22～24、26～28、32～38、 40～42、44～48、51～54、56、58、59、61～68、70、73～76、78～93、96、 98～105、107～121、123～127、129、132～136、148、149	

【一般民有林】

森林の区域（林小班）		
林班	小 班	参考
天然更新が期待できない森林		
1 2	153～163、167～171、173、175、176、178、179、182～185、187、189、193、196、197、199～201、203～207、211、213、215～232、234～239、243～247、249～253、255～259、261、262、264～274、280、284～287、291～295、297、298、300～309、311～315、317～322、325、327、328、331、332	
1 3	2、3、10、13、14	
1 4	1、3～5、8、10～13、16、17、19～22、25～31、33～38、41、42、45、47、49、50、52、53、56～61、66～70、73～81、83、84、87、91～105、107～109、114～126、130、131、136～139、141～146、149～151、160～162、164～168、171～177、190、191、206、207	
1 5	全域	
1 6	全域	
1 7	1、3、5、6、8、12、15～23	
1 8	全域	
1 9	全域	
2 0	全域	
2 4	1～5、9～11、17～19、21～26、28、29、31～41、44～47、50～53、55～57、62～65、67、68、72～74、76～78、81、82、84～86、88、89、93、96、98、100～102、104、107、117、120、122、123、126、128～131、133～137、139～142、144、152、155、156、163、165、167～169、172、284、287、288	
2 5	2、4～6、8～11、13、14、16～25、27、29、31～41、43～45、47～57、60～62、64～66、68～71、73～75、77、79、80、84～87、90～96、102～108、110～112、114	
2 6	1、4～8、11、17、18、21～33、37、40、41、43、45～53、55、56、58～67、69～72、74～83、85～88、90、92～96、98～106、109、110、112～117、119～121、127、128、130、132～144、146、147、149～154、156～158、160～162、164～166、168～170、172～174、177、178、180、184～187、189～191、193、195、200～203、205～211、214、215、217、222～229、232、237、240～244、246、248～251、253、254、256、257、259～266、268、269、271、273、275、276、278、290、291	
2 7	全域	
2 8	3、4、23、25、28	
2 9	全域	

【一般民有林】

森林の区域（林小班）		
林班	小 班	参考
天然更新が期待できない森林		
3 0	全域	
3 1	1～9、11、13、18～20、25、26、29、30、32、33、36、37、41、44、46、57～59、64、66、67、71、76～85、87	
3 2	全域	
3 3	全域	
3 4	全域	
3 5	全域	
3 6	全域	
3 7	全域	
3 8	全域	
3 9	1、4～7、9～21、23、25～29、31～36、38、40、42、44、45、47、48、52～63、65、66、68～71、73～75、77、79、80、82、84、86～89、91～99、101～111	
4 0	1～4、9～12、15～17、20～23、25、28～30、34、55、61、66、70、71、74、90、91、93、95、97～100、103、104、107、108、110、112～114、117、119、121、129、131～138、140～148、150、151、153～156、158～163、165、167、169、177、179～185、187～200、202～204、207、214、215、217～219、221～231、234、236、242～248、250、251、253～257、259、261、263～274、276～279、282～289、302、304	
4 1	1、2、4～11、14～25、29、30、35、42、44、45、47～51、54～56、58～71、75～77、79、82、83、87～89、91～94、100～102、116、117、120～126、130～137、140～142、144、151、152、155、157～165、167～173、175、177～182、184～188、191～202、204、206、207、211～222、224～235、239～243、246～252、255～257、259～266、270～272、274～276、279、283、284、289	
4 2	全域	
4 3	5、13、28、50、56、57、62～64、76、82、83、86、88、89、91、92、95、96、99、103～105、107、110～113、115、122～124、128、132、133、135～140、144、147、152、154～157、159、160、168、174、175、199、210～213、216、218、219、222	
4 4	9～14、17、27、29～31、33、36、39～41、43、46～54、56、59、61～64、67～69、72、75、76、78～81、84、85、88～92、96、103、112、115、119、121、124	

【一般民有林】

森林の区域（林小班）		
林班	小 班	参考
天然更新が期待できない森林		
4 5	全域	
4 6	1～3、6～8、10～12、14、17～20、22～27、31～34、39、45、46、50～58、61、62、65～67、69～71、74、75、78、79、82、84～87、90、97～99、108、110～113、115～118、121、122、125、126、129～134、136、139、143、145、148、151、157、158、160～162、168、169、171～182、185～190、192～197、199、200、202～204、206、208～211、219、221、222、224、226～229、231～233、236～240、243、248、253、255、256、259～261、270～274、276、278	
4 7	8～10、12～15、17、20～22、26～32、36、37、39～47、49～51、57、59、60、62、63、71、75、77、79～82、88～90、92～96、99～104、106～109、111～114、126	

【道有林】

森林の区域（林小班）		
林班	小 班	参考
天然更新が期待できない森林		
1 0	1～9、14～16、21、22、31、51、53、54、57、59～76、78～84、94～96	
1 1	全域	
1 2	全域	

なお、上記の森林について、主伐を行う場合は、「伐採跡 地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行う必要があります。

(注) 植栽の具体的方法は、農林水産省による基準を適用します。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

無届伐採又は伐採後の造林をしない場合の中止の命令基準は、次のとおりとします。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合は、1 (1) 人工造林の対象樹種によります。

イ 天然更新の場合は、2 (1) 天然更新の対象樹種によります。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

想定される本数は、2 (2) アで「天然更新の完了の判断基準について」によります。

5 その他必要な事項

伐採跡地が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的なものに伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組みを通じ、伐採跡地等への更新を確保します。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
適切な施業方法による間伐及び保育の実施について、次のとおりとします。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

ア 間伐は、林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う方法であるため、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するように行います。

イ 間伐にあたっては、森林資源の資質向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行います。特に、高齢級の森林における間伐は、立木の成長力に留意します。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安は、次のとおりとします。

主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等

樹種	施業体系	間伐の時期（林齢）					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ （一般材）	植栽本数 2,500 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 600 本/ha	22	30	42	55	—	選木方法： 定性及び列状 間伐率（材積率）： 20～35% 間伐間隔年数： 標準伐期齡未満 11 年
カラマツ （グイマツとの 交配種を含む） （一般材）	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 450 本/ha	24	34	46	—	—	選木方法： 定性及び列状 間伐率（材積率）： 20～35% 間伐間隔年数： 標準伐期齡未満 10 年 標準伐期齡以上 12 年
トドマツ （一般材）	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 400 本/ha	18	23	28	35	—	選木方法： 定性及び列状 間伐率（材積率）： 20～35% 間伐間隔年数： 標準伐期齡未満 5 年
アカエゾマツ （一般材）	植栽本数 2,000 本/ha 仕立て方法 中庸仕立て 主伐時の設定 400 本/ha	21	28	35	44	55	選木方法： 定性及び列状 間伐率（材積率）： 20～35% 間伐間隔年数： 標準伐期齡未満 8 年

注 1) スギ参考資料

・「東北・北陸地方スギ林分密度管理図」のⅡ等地

・「スギ人工林施業の手引き（道有林管理室）」

カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ参考資料

・「カラマツ間伐施業指針」

・「トドマツ人工林間伐の手引き」

アカエゾマツ参考資料

・「アカエゾマツ人工林施業の手引き（（地独）北海道立総合研究機構林業試験場発行）」

注 2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意する。

ウ 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械による作業に適した条件のある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を推進することとします。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法は、次のとおりとします。

ア 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断します。

イ 除伐

下刈りの終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない、若しくは形質の悪い植栽樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外でも、その生育状況、森林の有する公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存育成の対象とします。

ウ つる切り

育成の対象となる林分の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除きます。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

なお、主要樹種ごとの標準的な保育の時期については、次表のとおりとします。

【標準的な実施時期】

1. 下刈り

樹種	年 植栽時期	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
スギ	春	←————→										
	秋		←————→									
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	春	←————→										
	秋		←————→									
トドマツ	春	←————→										
	秋		←————→									
アカエゾ マツ	春	←————→										
	秋		←————→									


注) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

2. つる切り、除伐、枝打

樹種	年 植栽時期	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
スギ	春			△							
	秋				△						
カラマツ (グイマツとの 交配種を含む)	春			△							
	秋				△						
トドマツ	春						△				
	秋							△			

アカエゾ マツ	春						△				
	秋							△			

 は下刈り、△：つる切り、除伐、枝打

3 その他必要な事項

(1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材生産林においては、森林の健全性を確保し、利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施します。

特に、枝打ちは、生産目標及び立木の生育状況に応じて、適切な時期及び枝打ち高により積極的に行います。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は、次のとおりです。

(1) 水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

ア 区域の設定

水源かん養保安林や水道取水施設の上流に位置する水源地周辺の森林、その他水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源涵養機能の維持増進を図る森林の区域を、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を、別表2のとおりとします。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

土砂崩壊防備保安林や土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、山地災害危険地域、その他山地災害の発生により、人命・人家等施設への被害の恐れがある森林、その他山地災害防止機能の評価区分が高い森林等、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を、別表1のとおり定めます。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林（生活環境保全林）

防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を、別表1のとおり定めます。

c 保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

道立自然公園など優れた自然景観を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能及び文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

a 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林

(山地災害防止林)

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、急傾斜地等に位置し、機能を高度に発揮させる必要のある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林

(生活環境保全林)

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、林帯の幅が狭小な防風林等、面的な伐採により機能を発揮できなくなるおそれのある森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

c 保健・レクリエーション機能及び文化機能の維持増進を図る森林

(保健・文化機能等維持林)

伐採面積の縮小及び伐採箇所の分散を図るとともに、特に機能の発揮が求められる森林については択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の森林については複層林施業を行うこととします。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により機能の確保が可能な場合には、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能とします。

なお、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定めることとします。

それぞれの森林の区域は、別表2のとおりです。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

木材等生産機能の維持増進を図る森林区域については、材木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業は可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとし、森林の有する公益的機能の発揮に支障が生じないように定めるものとします。

また、木材等生産機能の維持増進を図る森林については、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

区域の設定の基準及び施業の方法に関する方針

森林の区域	区域の設定	森林施業の方法
木材等生産林	木材等生産林の区域については、林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産等機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材の生産機能の維持増進を図る森林を、別表1のとおり定めます。	木材等生産林については、木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。
特に効率的な施業が可能な森林	木材等生産林のうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を別表1のとおり定めます。	特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

また、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新、保育及び間伐等の推進に努めます。

なお、木材等生産林においては、製材等の一般材生産を目標とし、主伐時期については、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して伐採時期の多様化を図るなど木材の利用目的に応じた時期で伐採することとし、人工林の主要な樹種の標準的な主伐時期については次表を目安とします。

森林施業の方法の目安

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
スギ	一般材生産・36cm	密仕立て	70年
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・30cm	中庸仕立て	60年
トドマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	50年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

3 その他必要な事項

北海道の特性等に応じた森林の整備・管理を進めるため、1及び2の公益的機能別施業森林等の区分に重複して、次の区域を設定します。

(1) 水資源保全ゾーン

ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、特に水資源保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえた上で、特に、北海道水資源の保全に関する条例(平成24年北海道条例第9号)第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の水資源涵養林^{かん}における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小及び分散化に努めることとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を別表2のとおり定めます。

施業の実施にあつては、水質への影響を最小限に抑えるため、伐採、造材及び搬出を冬季間に行うなど、時期や搬出方法等に留意するとともに、集材路等への水切りを設置するなど降雨等により河川に土砂が流出しないよう配慮します。

また、伐採跡地は、早期に確実な更新を図るものとします。

(2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や汚濁水の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則20mの区域を別表1のとおり定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

施業の実施にあつては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあつては土砂流出等を最小限に抑えるよう細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表錯乱を最小限に抑えます。

(3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として保全が必要と認める森林について林小班単位で定めます。

イ 森林施業の方法

1 の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

小規模な森林所有形態や林業従事者の高齢化の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を計画的に進めるため、次のとおりとします。

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

当町の一般民有林の所有者（約1,300人）は、5ha以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の約93%（1,200人）、森林面積（17,293ha）の約63%（10,851ha）と大半を占めています。

また、一般民有林のうち、24%はスギ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。

このため、福島町森林組合やその他民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受け行う森林の施業又は経営の実施については、森林所有者への働きかけや施業集約化に向けた長期施業の受委託に関する情報発信や森林情報の提供や助言・斡旋により、意欲ある森林所有者や森林組合・民間事業者への長期施業の委託とともに、林業経営の委託への転換を目指します。その際、長期の施業等が円滑に進むよう、施業内容やコストの明示した提案型施業の普及と定着を進め、併せて、今後の適切な整備等のための条件整備として、航空レーザ測量等により境界線の整備など森林管理の適正化を図ります。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業者と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約は、森林経営計画の計画期間内（5カ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林や保育、伐採に必要な育成権等が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・管理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出を明確化するための条項を設定するよう留意します。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

5 その他必要事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の大部分を占める5ha未満の小規模森林所有者において、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合、森林所有者など地域ぐるみの推進体制を整備し、集落単位での森林の施業の集約化を図ります。このため、流域単位として集団化が可能な地域にあっては、北海道、町、森林組合等による啓蒙・普及活動を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるなど共同化を支援します。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。このため、町及び福島町森林組合と連携した普及啓発活動を進めながら合意形成を図ります。また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施を内容とする協定の締結促進を図ります。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が共同して森林経営計画を作成する際は、次の事項に留意します。

- ア 一体となった効率的施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の設置や、維持管理の方法・利用に関する必要事項をあらかじめ明確にします。
- イ 施業の種類に応じ、労務分担や林業事業体等への施業委託及び苗木等の購入等、施業の実施方法をあらかじめ明確にします。
- ウ 共同実施者の一人が、共同実施事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置を明確にします。

4 その他必要事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を、次のとおりとします。

なお、当該表は、木材搬出予定箇所路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林・保育）を行う箇所に適用するものではありません。

【効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準】 単位 路網密度：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム	20<15>以上	20<15>以上

注1) 「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム（グラップル、ウインチ、フォワーダ等を活用）

注2) 「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム（タワーヤード等を活用）

注3) 「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、

地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラップル、フォワーダ等の車両系機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

林業系機械の用途別の目安は、次のとおりです。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜 (0° ~15°)	フェラーバンチャー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		〔ハーベスタ プロセッサ〕
	フェラーバンチャー	スキッド【全木集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ 〔ハーベスタ プロセッサ〕
	ハーベスタ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ)
ハーベスタ	フォワーダ【短幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)	
中傾斜 (15° ~30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		〔ハーベスタ プロセッサ〕
急傾斜 (30° ~)	チェーンソー	スイングヤード 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ プロセッサ	〔ハーベスタ プロセッサ〕

注1) 表中の () は、前工程に引き続き同一機種により実施する工程

注2) 表中の【】は、集材方法

注3) 表中の集材《木寄せ》は、グラップルローダ(全幹)を集材に活用している事例あり

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて、効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を次のとおり設定します。

なお、地形や地域の状況により推進区域に変更が生じた場合は、柔軟に対応します。

路網整備等 推進区域名	面積 (h a)	開設予定 路線	開設予定 延長 (m)	対図番号	備考
吉野地区		吉野線			

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

通行の安全確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道整備を図る観点から林道規程(昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知)、林道専用道作設指針(平成22年9月4日付け22林整備第602号林野庁長官通知)を基本とし、北海道が定める林業専用道作設指針(平成23年3月31日付け森計第1280号北海道水産林務部長通知)に則り開設します。

イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は、次のとおりです。

なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

(延長・面積：km・ha)

	区分	種類	地区	路線名	延長	箇所	利用区域面積	前半5カ年計画箇所	対図番号	備考
一般民有林	拡張	林道	白符	島前線	0.3	4		○	①	法面保全
			白符	島前線	0.3	8		○	①	局部改良
			白符	日向線		5			②	法面保全
			桧倉	兵舞線	0.1	2		○	③	橋梁改良
	開設	林業専用道	吉野	吉野線		1				
道有林	拡張	林道	桧倉	桧倉川線	0.4	1		○	④	局部改良
			桧倉	桧倉川線	0.1	1		○	④	橋梁改良
	開設	林業専用道	桧倉	天狗岳線	2.0	1	260	○	⑤	
			桧倉	桧倉川支線	5.3	1	739	○	⑥	

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）に基づき、管理者を定め、台帳を作成し、適切に管理します。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道開設について、林道との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本とし、北海道が定める森林作業道作設指針平成23年3月31日付け森整第1219号北海道水産林務部長通知）に則り開設します。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理します。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業体験等の実施及び技能・技術のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併、協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めます。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の指導普及に積極的に取り組むとともに、適切な林業施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を進めます。

(1) 人材の育成・確保

新規的林業就業者や専門的知識を有する技術者の養成、高性能林業機械など高度な運転技術が必要とされるオペレーターや次世代を担う中堅労働者を対象とした作業リーダーの養成など、研修制度の充実を図るとともに、林業への新規参入や就労の長期化を促進するための支援などを総合的に推進し、人材の育成及び確保を図ります。

また、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安心して林業経営を維持できるよう支援します。

(2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め、経営の体質強化、高度化を促進します。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や、山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、合併の推進などを図り、地域の中核となる森林組合の育成に努めます。

また、未利用材を有効活用した製品の開発、提供や森林見学ツアーなどの森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援します。

さらに北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから、当町においても森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い労働安全衛生管理に努める登録林業事業体の活用に努めます。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、チェーンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、ハーベスタ、プロセッサ等による伐倒や枝払い、玉切り作業、フォワーダ、スキッド等による集材作業によるシステムを採用するなど、高性能林業機械の導入による安全で効率的な作業システムの普及・定着を図ります。

区分	現状(参考)	将来
伐採	チェーンソー	ハーベスタ、チェーンソー
造材	チェーンソー	プロセッサ、チェーンソー
集材	林内作業車	スキッド、フォワーダ、プロセッサ

造林保育等	地 拵	刈払機、トラクタ	刈払機、トラクタ
	下 刈	刈払機	刈払機
	枝 打	ナタ、鋸	枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた町民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組み、木材の需要促進に努めます。

地材地消の推進に当たっては、平成23年3月に北海道が策定した「北海道地域材利用促進方針」に基づき、積極的に公共施設等への木材・木製品の利用を進めるとともに、住宅用建築材をはじめ森林バイオマスエネルギーの活用など、幅広い用途での地域材の利用を促進し、需要に対する地域材の安定的供給のため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実態及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

また、特用林産物のうち原木栽培によるしいたけは本町の特産品の一つとして定着しつつあるが、東日本大震災の影響等もあり、全国的に原木が不足している状況にあります。そのため、町有林内の路網整備を推進し、ほだ木の安定的供給に努めます。

III 森林の保護に関する事項

森林の保護等については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹及び針広混交の育成複層林の造成等により、病虫害、鳥獣害、寒風害、山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を把握し、次の事項に配慮して適時適切に行います。

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカによる森林被害の状況に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

(1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況などを把握できる全国共通データ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し、被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究域間の論文などの文献、森林における各種調査、地域住民からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の的確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のとおり、エゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良などを行いながら被害防止効果の発揮を図るように努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等に関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に行うよう努めることとします。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齡林保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者などからの情報収集などを行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じるおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

第2 森林病虫害の駆除及び予防・火災の予防その他森の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法等

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の散布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行います。

なお、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合は、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

(2) その他

森林病虫害の被害の早期発見、早期防除のため、町と北海道渡島総合振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

(1) エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ（グイマツとの交配種を含む）植栽地においてはネズミの生息場所となる枝条の堆積を避けるとともに、可能な場合には耐鼠性の高い樹種（グイマツ等）を植栽するなどの対策を行います。また、ネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じ殺鼠剤を散布等の対策を実施します。

(2) 鳥獣被害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の研究及び防除技術の開発等を行い早期防除に努めることとします。

- (3) 森林の保護にあたっては、森林組合、林業事業者等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもと、地域実情に応じ、野生鳥獣の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を進めます。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視、山火事警防活動等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進します。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消化器格納庫等の施設を設置します。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

(1) 火入れの許可申請

森林法第21条及び福島町火入れに関する条例に基づき許可を受けようとする場合は、火入れ開始3日前までに申請書を町長に提出しなければなりません。

(2) 火入れ許可の要件

火入れの目的が法第21条第2項各号のいずれかに該当し、火入れ地の周囲の現況、防火設備の計画、火入れ予定期間における気象状況の見通し等から見て、周囲に延焼の恐れがないと認められた場合は、福島消防署と連携協議し、火入れ許可をします。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林所有者等の情報により病虫害被害を受けている森林が判明した場合は、択伐などにより他の森林へのまん延防止を図ります。

(2) その他

ア 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなど防止対策を進めます。

イ 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発する恐れのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。

また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、貴重な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為の恐れがある地域、主要な展望地や園地などの利用者の入り込みが多い地域、山火事等の発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、鳥獣保護員、林業関係者等が相互に連携し、巡視活動や利用者への指導を行います。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林の区域を設定しようとする場合は、保健文化機能の発揮が必要と認められる森林のうち、森林の現況や森林所有者の意向、利用者の動向、交通手段の基盤整備の状況や今後の整備見通し等を把握検討し設定します。

また、森林の施業と森林保健施設の整備が一体的かつ計画的に実施できるよう、流域及び地形界等を考慮し、まとまりのある森林を対象とします。

なお、次の森林は、保健機能森林の区域に含まないものとします。

- a 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全地域特別地区内の森林
- b 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- c 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置若しくは造成された森林

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業を進めます。

また、快適な森林環境の維持等に配慮し、間伐、除伐等の保育を進めます。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

施設整備にあたっては、自然環境の保全、国土の保全等に配慮しつつ、地域の実情や利用者の状況等を踏まえて多様な施設整備を検討します。

ただし、保健木の柄森林の区域内に自然公園地域（普通地域を除く）を含む場合は、当該自然公園の利用にそぐわない森林保健施設は計画しないこととし、区域内に道自然環境保全地域普通地区を含む場合には、原則として当該施設を計画をしないこととします。

なお、施設の総量規制及び技術的基準等については、「森林の保健機能の推進に関する特別措置法施行規則」によります。

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営は、自然環境の保全に配慮し、森林の保全と両立した保健機能の増進が図られるよう留意します。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、福島町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
並びにIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1項口の規程に基づく区域

当該区域は、路網の整備状況その他地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる、30ヘクタール以上の森林を区域計画として、定めるものとします。

【区域計画】

区域名	林 班	区域面積 (ha)
千軒	45、46、47	412.45

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備は、山地保全や河川対策、住民の憩いの場としての環境整備のほか、都市部住民の取り込みの可能性とともに、住民の健康増進や林業本来の収入増の可能性があることから、人工林・天然林に関わらず、林業に対する期待が日に日に大きくなっているため、今後とも、素材販売とともに2次加工の方策を検討します。

また、町内の民有林において取り組んでいる森林認証制度を活用し、地域材のブランド化を図るとともに、首都圏等への販路拡大を行い、地域振興に努めることとします。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林公園周辺は、森林とのふれあいの場としての整備していることから、景観を維持するため針葉樹・広葉樹を問わず環境にあった植栽を行うとともに、管理施設、遊歩道等の施設の整備を行います。

また、町内の小中学校と相談し、学校の教育課程に導入された「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会の場として森林公園をPRし、森林の持つ「良さ」の体験学習を推進します。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組みに関する事項

町内の小中学生を初めとする青少年に対して、自然の大切さと故郷への愛着を育むため、森林・林業体験学習会等を通じ、森林づくりへの直接参加を推進します。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

環境問題が喚起されている中、町有林、一般民有林に関わらず、福島町森づくり協議会や福島吉岡漁業協同組合による植樹会を開催します。

(3) 児童・生徒の学習機会の確保

将来にわたって森林の整備及び保全に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取り組みである「木育」を進めることとします。

その一環として、小中学校の教育課程に導入されている「総合的な学習の時間」等を活用し、森林に関する学習機会を確保するとともに、町有林の活用や治山の森などの森林学習施設の整備や、児童・生徒が自ら森林について学ぶことができる環境づくりに努めます。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

市町村森林経営管理事業による森林整備は該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 法令等により施業について制限を受けている森林（制限林）の施業方法

法令により立木の伐採につき制限がある森林については、森林法及び北海道条例に基づき施業を行います。制限林が重複して指定されている場合は、制限が強いほうの施業方法に基づき行います。

ア 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の施業は、森林法及び北海道条例に基づき行いますが、立木の伐採を行う場合は許可又は届出が必要となります。

なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

(ア) 立木の伐採の方法

伐採できる立木は、福島町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとし、伐採方法は、次の3区分とします。

- a 禁伐～全ての立木の伐採を禁止するもの
- b 択伐～森林構成を著しく変化させることなく、逐次更新を確保できるもの
- c 皆伐～皆伐を含む全ての伐採方法が認められるもの

(イ) 特例

伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。

- a 期間～特例の期限は、指定後10年以内
- b 伐期～伐期齢の例を認められた保安林では、福島町森林整備計画で定める標準伐期齢に達していなくとも伐採することができます。
- c 伐採～伐採の特例を認められた保安林では、禁伐を指定する森林は択伐、択伐を指定された森林は皆伐にすることができます。

イ 立木の伐採限度

(ア) 皆伐面積の限度

皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とし、一箇所当たりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。

- a 保安林の種類及び一定の区域ごとに毎年2月1日に知事が公表する翌伐採年度（4月1日から翌年3月31日までの期間）の間に伐採をすることができる面積の合計の範囲（限度公表）を超えて伐採することはできません。
- b 限度公表は、2月1日のほか6月、9月、12月の各月の1日に、残期間分の伐採限度を公表します。
- c 大面積の皆伐は更新を妨げ森林を荒廃させるおそれがあることから、皆伐することができる一箇所当たりの面積の限度を20haを超えない範囲内において状況に応じて定めており、その限度を超えて伐採することはできません。
- d 防風、防霧保安林については、おおむね標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。

(イ) 択伐の限度

伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、その森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積としています。

※択伐率＝（森林の立木材積－前回の択伐後の森林の立木材積）／森林の立木材積
（前回の択伐後の生長量以上の伐採はできません。）

・ 択伐率が10分の3を超えるときは10分の3とします。

ただし、植栽の指定施業がある森林は、10分の4を超える場合は10分の4とします。

ウ 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに間伐に係る伐採ができる立木の材積の限度は、原則、立木材積の10分の3.5を超えない範囲で指定施業要件に定められた率で乗じた材積とし、かつ、その伐採により樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後に10分の8まで回復が確実と認められる範囲内のものとします。

エ 植栽の方法及び期間

伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等に分布するように行わなければなりません。また、植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行わなければなりません。

(2) 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における施業方法の決定は、次表により行います。

道立自然公園内の立木伐採等は、北海道立自然公園条例による許可が必要です。

特別地域内における制限

区 分	制 限 内 容
特 別 保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐です。
第 1 種 特別地域	<p>(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐です。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定のとおりとします。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。 イ 択伐率は、現在蓄積の10%以内です。</p>
第 2 種 特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法によります。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法ができるものとします。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によります。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上です。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林では蓄積の30%以内とし、薪炭林では60%以内です。</p> <p>(5) 特に指定した風致木は、保育及び保護に努めます。</p> <p>(6) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとします。 ① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より多くの保護木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合、伐区面積を増大することができます。 ② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することは出来ません。 この場合においても、伐区は努めて分散しなければなりません。</p>
第 3 種 特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限は受けません。

(3) 砂防指定地内の森林

砂防指定地内の森林の施業は、砂防法第4条及び砂防法施行条例第3条の制限の範囲内で行うものとします。

立木の伐採は、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則、択伐とし、皆伐を行う場合は、面積が1ha未満となるよう留意するものとします。

(4) 鳥獣保護区特別保護区内の森林

鳥獣保護区特別保護区内の森林の施業は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第7項の制限の範囲内で行います。

立木の伐採の一般的な取り扱いは、次のとおりとします。

ア 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし、その程度が特に著しいと認められるものは禁伐とします。

イ その他の森林にあっては、伐採種を定めないとします。

ウ 地域森林計画の初年度以降5年間において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とします。

エ 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は、禁伐とします。

(5) 史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林

史跡、名勝又は天然記念物の指定区域内の森林の施業は、文化財保護法第125条及び北海道文化財保護条例第35条の制限によるものとし、当該指定物件の現状変更又はその保存に影響を及ぼさないよう、原則、禁伐とします。

(6) その他の制限林

その他の制限林における森林の施業は、それぞれの法令等の制限の範囲内で行うものとしますが、その他の制限林における法令等の制限は、次表のとおりです。

《その他の制限林における伐採方法》

区 分	制 限 内 容
その他の制限林	(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。 (2) 鳥獣保護区特別保護区内の鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められる森林は、択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。 (3) 次の砂防指定地内の森林については、皆伐を行うことができます。 ① 伐採面積が1ha未満のもの。 ② 森林経営計画で、皆伐として計画されたもの。 (4) 史跡、名勝又は天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く。）は、禁伐とします。

(7) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう北海道の指導機関と連携した普及活動を進めます。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水源涵養林 ^{かん}	7	9、14～16	50.4
	8	11、12、14～18、20～37、39～42	67.48
	9	全域	112.0
	10	27、29、32、33、46	11.36
	13	11	2.76
	17	11	16.16
	21	全域	97.08
	22	全域	94.85
	23	全域	95.20
	24	109～113、138、148、150、153、154、158～161	17.57
			計
山地災害防止林	1	2～4、6	8.93
	2	24～31、33～36、61、62、71、73、77～86、88、89、91～97、99、100～116	85.28
	3	133、144～146、149、161～163	10.68
	5	289	0.28
	6	4、5、9、14～20	48.24
	7	2、3、20	0.37
	8	1～4、43	0.97
	9	3、7、14、24、26、34、35、50	2.45
	10	1、3、5、17、30、35～37、40、45、47	27.70
	11	43、107、110、111、119、219、220、222	1.08
	12	21、192、195、198、277、288、289、310、323、329、330、333、334	2.12
	14	40、133、135、153～159、169、170、178～186、201～205	16.97
	25	59、63、98、113	1.04
	26	118、122～126、196～199、204、294～296、298～306	8.28
	28	6～9	12.76
	31	47～55、60、61、70、72～74	15.16
	39	39、49～51、72、76、81、83、100	2.43
	40	56、57、96、116、118、120、122～128、130、139、149、170～174、237～239、241、281、288、290～301、305～308	15.84
41	119、282、291～293	0.36	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
山地災害防止林	4 2	23、39、40、50～52、54～57、70、83、105、106、108、 169～171、179、181、183、208、209、211、233、253～261	6.19
	4 3	8、10、14～27、29～31、33、37～39、42～46、48、49、 51～54、58～61、65～68、70～73、77～79、84、90、102、125、 126、173、176、178、188、190～198、205～208、214、215、 220、221	32.08
	4 4	4、6、16、18～25、28、42、45、58、73、93、102、109～111、 113、114、125	3.08
	4 6	149、234、279	13.80
	4 7	56、124	0.40
			計
生活環境保全林		該当なし	
保健・文化機能等 維持林	1	1	48.64
	2	1～8、10～19、21、22、65、67～70	3.64
	4 3	169、170、184、186、187、189、201～204	5.84
	4 4	1～3、5、7、8、21～22、28、120、122、123	1.65
	4 7	1～7、23～25、74、91、98	9.92
			計
木材等生産林	2	20、23、37～59、64、72、74、75、90、98	7.00
	3	1～7、9～16、18、19～27、29～39、41～44、46～77、 79～96、99～112、114～128、130、134～140、142、143、 147、148、150～160、165～167	81.62
	4	全域	80.76
	5	1～38、40、41、51～64、66～69、72、80、81、85、88、 92～113、115～120、122、124、127～133、135～137、 150～157、160～166、178、181、184、185、189、201～219、 221～226、228、230～233、235～238、240～250、258、259、 262、266、268、271、274、301、304、310～314、318、323、 324	39.43
	6	1～3、6、7、10～13、21～23	31.96
	7	1、4、5、8、10～13、17～19、21～24、30、31、51、52	25.96
	8	7、9、10	0.83
	1 0	2、4、6～16、18～21、24、26、28、31、34、41～44	23.3

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	1 1	1～12、17～19、21、22、24～27、29、30～42、44、46～58、60、63、65、67、71～79、81、83～97、100～102、104、105、108、109、112～118、120～152、154、155、157、159～214、217、218、221、254、255～257	100.15
	1 2	2～20、22～29、31～38、40～56、58～70、73～76、78～105、107～130、132～151、153～187、189、193、196、197、199～207、211、213、215～232、234～239、243～253、255～259、261、262、264～274、280、284～287、290～309、311～322、325～328、331、332	65.21
	1 3	1～10、12～14	67.12
	1 4	1、3～39、41、42、44、45、47、49、50、52、53、56～61、66～70、73～81、83、84、87、90～98、100～105、107～109、114～126、128、130、131、136～144、146～151、160～168、171～177、190、191、200、206、207	49.65
	1 5	全域	72.6
	1 6	全域	57.35
	1 7	1～3、5、6、8～10、12～23	75.51
	1 8	全域	138.97
	1 9	全域	98.38
	2 0	全域	93.86
	2 4	1～7、9～26、28、29、31～47、49～53、55～65、67～70、72～78、80～82、84～86、88～94、96、98～107、114～137、139～147、151、152、155、156、157、162～172、284～288	83.52
	2 5	2～6、8～14、16～57、60～62、64～66、68～71、73～82、84～88、90～96、102～108、110～112、114	58.80
	2 6	1、4～8、11、17、18、20～33、36～41、43、45～53、55～72、74～83、85～88、90、92～106、109、110、112～117、119～121、127、128、130、132～144、146～154、156～162、164～166、168～174、176～178、180、184～195、200～203、205～211、214、215、217、219～232、234、235～239、240～276、278、290、291	106.13
	2 7	全域	104.91
	2 8	1～5、10～40、42	54.68
	2 9	全域	74.36
3 0	全域	73.04	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	3 1	1～11、13～27、29、30～34、36、37、39、41～46、 56～59、62、64～68、71、75～87	60.94
	3 2	全域	68.05
	3 3	全域	89.10
	3 4	全域	112.41
	3 5	全域	106.27
	3 6	全域	89.48
	3 7	全域	52.72
	3 8	全域	94.71
	3 9	1～38、40～48、52～71、73～75、77～80、82、84、86～99、 101～112	140.77
	4 0	1～5、9～12、14～17、20～25、28～30、34、55、61、62、66、 67、70、71、74、84～87、89～91、93、95、97～115、117、 119、121、129、131～138、140～148、150、151～169、175 ～200、202～204、207、214～219、221～236、240、242～248、 250、251、253～259、261、263～279、282～287、289、302 ～304	83.84
	4 1	1、2、4～11、13～30、33～37、39、42、44、45～56、58～71、 75～77、79、82～95、97、98、100～118、120～138、140～ 145、147～149、151～153、155、157～175、177～182、184 ～188、191～204、206～208、211～235、239～243、246～253、 255～266、270～272、274～276、278～280、283、284、289、 290	50.07
4 2	1～5、8、10、12、15～22、24～32、34～38、42～49、58～62、 64～69、71～79、81、82、84～97、99～104、107、109～156、 158、161、163、166、168、173～176、185、188～196、198、 199、201～207、210、212～218、220～222、224、225、227 ～231、236～241、243～252	74.66	
4 3	1～7、9、11～13、28、32、34～36、50、55～57、62～64、74 ～76、82、83、86～89、91～97、99～101、103～107、109～ 113、115、122～124、128、132、133～142、144～157、159、 160、163～165、167、168、174、175、180～183、199、200、 209～213、216～219、222	62.98	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
木材等生産林	4 4	9～15、17、26、27、29～31、33、36、37、39～41、43、 46～57、59～72、75、76、78～81、84、85、87～92、94、 96、97、99、100、103、105、106、112、115～119、121、 124	15.97
	4 5	全域	177.30
	4 6	1～20、22～34、36～93、95～113、115～126、129～145、 147、148、150、151～166、168～190、192～211、218～222、 224～232、235～253、255～261、270～278	123.86
	4 7	8～22、26～51、57～60、62～64、66～73、75～90、92～97、 99～105、106～123、126	86.06
			計

【一般民有林】

2 上乘せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
水資源保全ゾーン	7	9、14～16	50.4
	8	11、12、14～18、20～37、39～42	67.48
	9	全域	112.00
	1 0	27、29、32、33、46	11.36
	1 3	11	2.76
	1 7	11	16.16
			計
生物多様性保全ゾ ーン		該当なし	
水辺林タイプ			
保護地域タイプ			
木材等生産林			
特に効率的 な施業が可 能な森林	3 9	1～38、40～48、52～71、73～75、77～80、82、84、86～99、 101～112	140.77

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

1 共通のゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)
	林班	小班	
水源涵養林 ^{かん}	5	2、8、51、53、56	105.11
	6	全域	293.48
	7	1、9	98.72
	2 6	全域	207.42
			計
山地災害防止林	1～3	全域	878.95
	4	1、4	304.18
	5	全域、(2、8、51、53、56) 重複	209.44
	6	(全域) 重複	293.48
	7	全域、(1、9) 重複	230.28
	8	全域	144.73
	9	1～3、5、7～9、51～60	298.45
	1 0	1～9、14～16、21、22、31、51、53、54、57、59～76、78～84	341.41
	1 1	1、2、4、5、9、21、22、31、41、51～66、76、79	227.34
	1 2 ～ 1 9	全域	1808.68
	2 0	1～5、7～12、21～24、52～55、58～66、68～71、91	190.67
	2 1 ～ 2 3	全域	958.54
	2 4	1、2、4～8、51～65、68、98	172.83
	2 5	全域	331.96
	2 7	全域	53.89
			計
生活環境保全林		該当なし	
保健・文化機能維持林	1	5～8(重複)	127.21
	3	8(重複)	79.32
	4	2、4(一部重複)	51.15
	5	3、7(重複)	40.22
	7	8(重複)	46.85
	8	4、95(重複)	24.33
	2 8	全域	59.16
			計
木材等生産林		該当なし	

別表1 公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図る森林の区域

【道有林】

2 上乘せのゾーニング

区分	森林の区域		面積 (ha)	
	林班	小班		
水資源保全ゾーン	5	2、8、51、53、56	105.11	
	6	全域	293.48	
	7	1、9	98.72	
			計 497.31	
生物多様性保全ゾーン	水辺林タイプ	該当なし		
	保護地域タイプ	1	5～8	127.21
		3	8	79.32
		4	2、4	51.15
		5	3、7	40.22
		7	8、95	46.85
		8	4、95	24.33
		2 8	全域	59.16
				計 428.24
木材等生産林				
特に効率的な施業が可能な森林		該当なし		

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【一般民有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主な 実施基準 (参考) (注1)	
		林班	小 班			
源 ^{かん} 涵 ^{かん} 養 ^{かん} 林 ^{かん})	伐期の延長を すべき森林		内訳は別紙(ア)の とおり	304.70	主伐林齢 標準伐期齢+10年 皆伐面積 20ha以下	
	伐採面積の規 模の縮小を行 うべき森林 (注2)		内訳は別紙(イ)の とおり	260.16	主伐林齢 標準伐期齢+10年 皆伐面積 10ha以下	
全 ^{かん} 林 ^{かん} 、文 ^{かん} 化 ^{かん} 機 ^{かん} 能 ^{かん} 等 ^{かん} 維 ^{かん} 持 ^{かん} 林 ^{かん})	長伐期施業を すべき森林 (注3)		内訳は別紙(ウ)の とおり	0.30	主伐林齢 注3の表による 皆伐面積 20ha以下	
	複 ^{かん} 層 ^{かん} 林 ^{かん} 施 ^{かん} 業 ^{かん} を 推 ^{かん} 進 ^{かん} す ^{かん} べ ^{かん} き ^{かん} 森 ^{かん} 林 ^{かん}	複 ^{かん} 層 ^{かん} 林 ^{かん} 施 ^{かん} 業 ^{かん} を 推 ^{かん} 進 ^{かん} す ^{かん} べ ^{かん} き ^{かん} 森 ^{かん} 林 ^{かん} (択伐によるものを除く)		内訳は別紙(エ) のとおり	226.76	主伐林齢 標準伐期齢以上 伐採率 70%以下 その他 標準伐期齢時の立木 材積の1/2以上を 維持する
		推 ^{かん} 進 ^{かん} す ^{かん} べ ^{かん} き ^{かん} 森 ^{かん} 林 ^{かん} (択伐による複層林施業を 推 ^{かん} 進 ^{かん} す ^{かん} べ ^{かん} き ^{かん} 森 ^{かん} 林 ^{かん})		内訳は別紙(オ)の とおり	158.94	主伐林齢 標準伐期齢以上 伐採率 30%以下 又は40%以下 その他 標準伐期齢時の立木 材積の7/10以上 を維持する
	特定広葉樹の 育成を行う森 林施業をすべ き森林		該当なし		特定広葉樹の標準伐期齢時 の立材積を維持する	

「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙

区 分	水源の ^{かん} 涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
-----	--

別紙（ア）

施業の区分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
伐期の延長を すべき森林	7	9、14～16	50.4
	8	11、12、14～18、20～37、39～42	67.48
	9	全域	112.00
	10	27、29、32、33、46	11.36
	13	11	2.76
	17	11	16.16
	22	全域	94.85
	23	全域	95.20
	24	109～113、138、148、150、153、154、158～161	17.57
			計

別紙（イ）

施業の区分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
伐期面積の規 模の縮小を行 うべき森林	7	9、14～16	50.4
	8	11、12、14～18、20～37、39～42	67.48
	9	全域	112.00
	10	27、29、32、33、46	11.36
	13	11	2.76
	17	11	16.16
			計

「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙

区 分	森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
-----	--

別紙（ウ）

施業の区分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
長伐期施業を すべき森林 (注3)	8	1	0.12
	26	305	0.18
	計		0.30

別紙（エ）

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
複層林施業を推進すべき森林 複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	1	1、6	49.15
	2	1～8、10～19、21、22、24～31、33～36、61、62、65、 67～71、77～82、88、100、108、109、112、113、115、116	68.57
	7	2、3	0.25
	8	2～4	0.73
	9	3、7、14、24、26、34、35、50	2.45
	10	3、5、17、30、35～37、40、47	27.22
	11	219	0.36
	12	277、288、289、310、323、329、330、333、334、192、195、 198	2.07
	14	40、135、153、154、156、157、159、169、170、178～185、 201、204、205	13.11
	25	59、98、113	0.24
	26	196～199、204、294、295、298～304、306	1.83
	31	47、48、50～55、70	12.92
	39	72	0.29
	40	123、149、305～308	0.59
	43	8、20～27、29～31、33、37～39、42～46、48、49、 51～54、58～61、65～68、70、78、90、102、169、170、 176、178、184、186～198、201～205、208、220、221	33.04
44	1～3、5、7、8、16、18、19、23～25、42、45、58、73、 93、102、109～111、113、114、120、122、123、125	4.02	
47	1～7、23～25、74、91、98	9.92	
計		226.76	

「別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域【一般民有林】」の別紙

区 分	森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
-----	--

別紙 (オ)

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)	
	林班	小 班		
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1	2~4	8.42
		2	73、83~86、89、91~97、99、101~107、110、111、114	20.35
		3	133、144~146、149、161~163	10.68
		5	289	0.28
		6	4、5、9、14~20	48.24
		7	20	0.12
		8	43	0.12
		10	1、45	0.48
		11	43、107、110、111、119、220、222	0.72
		12	21	0.05
		14	133、155、158、186、202、203	3.86
		25	63	0.80
		26	118、122~126、296	6.27
		28	6~9	12.76
		31	49、60、61、72~74	2.24
		39	39、49~51、76、81、83、100	2.14
		40	56、57、96、116、118、120、122、124~128、130、139、170~174、237~239、241、281、288、290~301	15.25
		41	119、282、291~293	0.36
		42	23、39、40、50~52、54~57、70、83、105、106、108、169~171、179、181、183、208、209、211、233、253~261	6.19
		43	10、14~19、71~73、77、79、84、125、126、173、206、207、214、215	4.88
44	4、6、20~22、28	0.53		
46	149、234、279	13.80		
47	56、124	0.40		
		計	158.94	

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

【道有林】

区分	施業の方法	森林の区域		面積 (ha)	森林経営計画における主 な実施基準 (参考) (注1)	
		林班	小 班			
き森林 (水源涵養林) 水源の涵養の機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべ き森林 (水源涵養林)	伐期の延長を すべき森林	26	全域	209.80	主伐林齢 標準伐期齢+10年 皆伐面積 20ha以下	
			計	209.80		
	伐採面積の規 模の縮小を行 うべき森林 (注2)		該当なし		主伐林齢 標準伐期齢+10年 皆伐面積 10ha以下	
森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能、快適な環境の形成の 機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止林、生活環境保全林、文化機能等維持林)	長伐期施業を すべき森林 (注3)	10	1~9、15、21、22、51、 53、54、57、59~61、 63、64、66、67、69~ 76、78~84	306.68	主伐林齢 注3の表による 皆伐面積 20ha以下	
		11	1、4、5、9、21、51~ 56、58、60~69	185.86		
		12	51~68	57.44		
			計	549.98		
	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森 林 (択伐によるものを除く)		内訳は別紙「ア」のと おり	899.23	主伐林齢 標準伐期齢以上 伐採率 70%以下 その他 標準伐期齢時の立 木 材積の1/2以上を 維持する
		択伐による複層林施業を 推進すべき森林		内訳は別紙「イ」のと おり	5,073.53	主伐林齢 標準伐期齢以上 伐採率 30%以下 又は40%以下 その他 標準伐期齢時の立 木 材積の7/10以上 を維持する
		特定広葉樹の 育成を行う森 林施業をすべ き森林		該当なし		特定広葉樹の標準伐期齢 時の立材積を維持する

別紙「ア」

長伐期施業をすべき森林		森林の区域		面積 (ha)
		林班	小班	
複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	複層林施業を推進すべき森林	5	1~2、52、54、55、96	147.70
		7	1~5、99	175.58
		9	51~60	19.40
		10	31、41、62、65、68	12.08
		11	41、57、59	10.08
		13	51	1.01
		17	55、80~82	7.73
		22	1、2、7~11、41、51~54、56、57、64~66	277.19
		23	2~5、31、41、42、51	247.53
		27	68	0.93
				計

別紙「イ」

長伐期施業を すべき森林		森林の区域		面積(ha)
		林班	小班	
複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林	1～4	全域	1201.88
		5	3、7、8、51、53、56	61.74
		6	全域	293.48
		7	8、9	54.70
		8	全域	144.73
		9	1～3、5、7～9	279.05
		10	14、16	22.65
		11	2、22、76、79	31.40
		12	1～3、4、6～8	203.70
		13	1～3、5、21、52～69、95	198.72
		14～16	全域	692.79
		17	1、2、51、52、54、56～79、83、98	175.65
		18～19	全域	471.64
		20	1～5、7～12、21～24、52～55、58～66、68～71	190.67
		21	全域	284.22
		22	12、58、59、61～63	61.40
		23	6、32、52、54	88.20
		24	1、2、4～8、51～65、68、98	172.83
		25	全域	331.96
		27	1～3、9、51～67、69～73、98	52.96
28	全域	59.16		
			計	5,073.53

(注1) 森林経営計画を作成して施業を行う場合、本表の区分ごとの具体的な施業方法については、(注2)(注3)に定めるほか、農林水産省令(森林法施行規則)で定められた実施基準に適合した方法とする必要があります。

(注2) 「伐採面積の縮小を行うべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、皆伐の1伐区あたりの伐採面積は10ha以下とする必要があります。

(注3) 「長伐期施業を推進すべき森林」では、森林経営計画の実施基準として、主伐可能な林齢を次のとおりとする必要があります。

【長伐期施業主伐実施基準表】

	樹 種	主伐可能な林齢
人工林	エゾマツ（アカエゾマツ含む）	100年以上
	トドマツ	64年以上
	カラマツ（グイマツとの交配種を含む）	50年以上
	スギ	80年以上
	その他針葉樹	70年以上
	カンバ、ドロノキ、ハンノキ（天然林を含む）	50年以上
	その他広葉樹	70年以上
天然林	主として天然下種によって生立する針葉樹	100年以上
	主として天然下種によって生立する広葉樹	130年以上

別表3 鳥獣害防止森林区域

【一般民有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積(ha)
	林班	小班	
エゾシカ	1	全域	57.57
	2	全域	95.68
	3	全域	92.30
	1 5	全域	72.60
	1 6	全域	57.35
	1 7	全域	91.67
	1 8	全域	138.97
	1 9	全域	98.38
	2 1	全域	97.08
	2 2	全域	94.85
	2 3	全域	95.20
	2 8	全域	67.44
	2 9	全域	74.36
	3 0	全域	73.04
	3 1	全域	76.10
	3 2	全域	68.05
	3 3	全域	89.10
	3 4	全域	112.41
	3 5	全域	106.27
	3 6	全域	89.48
	3 7	全域	52.71
3 8	全域	94.71	
		計	2,038.52

【道有林】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積 (ha)	
	林班	小班		
エゾシカ	1 0	全域	348.54	
	1 1	全域	232.11	
	1 3	全域	199.73	
	1 5	全域	129.67	
	1 6	全域	347.80	
	1 7	全域	183.38	
	2 0	全域	196.73	
	2 1	全域	284.22	
	2 3	全域	335.73	
	2 4	全域	176.06	
	2 5	全域	331.96	
	2 6	全域	207.42	
	2 8	全域	59.16	
			計	3,032.51